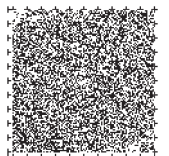


資料編

1. 杉戸町総合振興審議会
2. 策定経過



○杉戸町総合振興審議会条例

○杉戸町総合振興審議会条例

平成7年8月21日

条例第20号

杉戸町振興審議会条例（昭和42年杉戸町条例第6号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、杉戸町総合振興審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 杉戸町の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、杉戸町総合振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 総合振興計画に関すること。
- (2) その他町長が定める重要な計画に関すること。

（組織）

第4条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係団体等を代表する者
- (2) 識見を有する者
- (3) まちづくりに関心の高い者

（任期）

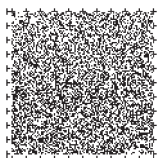
第5条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときの要件を欠くにいたったときは、その委員は委員の職を失うものとする。

（会長）

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。



- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長がこれを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期等)

- 2 この条例施行の際、改正前の杉戸町振興審議会条例第2条第2項により任命された委員は、この条例の施行の日にその職を失うものとする。
- 3 この条例施行後に委嘱される委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成9年3月31日までとする。

(杉戸町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 4 杉戸町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和35年杉戸町条例第13号）の一部を次のように改正する。

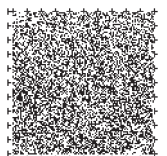
[次のよう]略

附 則（平成8年3月28日条例第1号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月21日条例第6号）抄



(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年1月17日条例第3号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月23日条例第4号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(任期)

- 2 平成15年3月31日以前に委嘱される委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則（平成23年3月25日条例第1号）抄

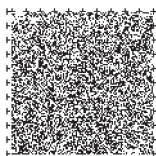
(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月17日条例第24号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。



○委員名簿

(任期：令和6年6月1日～令和8年5月31日)

1号委員（関係団体等を代表する者）

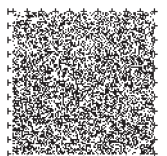
No	氏名	所属等
1	木村 三樹男	杉戸町区長会
2	松村 美知子	杉戸町民生委員児童委員協議会
3	板橋 昇	杉戸町教育委員会
4	鈴木 豊	杉戸町商工会
5	宮野尾 政子	埼玉みずほ農業協同組合
6	横井 正樹	杉戸町消防団
7	谷藤 恵美	杉戸町広報特派員

2号委員（識見を有する者）

No	氏名	所属等
8	水野 順子	学校法人藤田学園 杉戸白百合幼稚園 理事
9	中里 圭介	埼玉りそな銀行杉戸支店長
10	佐々木 誠	日本工業大学教授
11	菊地 信一	日本薬科大学教授
12	青木 恵理	明治安田生命保険相互会社 杉戸宮代営業所長

3号委員（まちづくりに関心の高い者）

No	氏名	所属等
13	新井 晃	一般公募
14	茂利 浩幸	一般公募
15	斉藤 智章	一般公募



諮問第2号

杉第1768号
令和6年6月21日

杉戸町総合振興審議会 会長 様

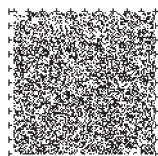
杉戸町長 窪 田 裕 之

第6次杉戸町総合振興計画後期基本計画について（諮問）

下記の件について貴審議会の意見を求めたいので、杉戸町総合振興審議会条例（平成7年条例第20号）第3条の規定に基づき御審議頂きたく諮問します。

記

- ・第6次杉戸町総合振興計画後期基本計画の策定について



○答申

杉 総 審 第 1 号
令和7年9月29日

杉戸町長 窪田 裕之 様

杉戸町総合振興審議会
会長 菊 地 信 一

第6次杉戸町総合振興計画後期基本計画（案）について（答申）

令和6年6月21日付け杉第1768号で諮問のあった件について、当審議会は慎重に審議を行った結果、案のとおり妥当であると認めましたので答申します。

なお、貴職におかれましては、下記の意見を付して答申するので十分留意され、本計画に掲げる目標実現のための施策の推進を要望します。

意 見

本審議会は、町からの諮問「第6次杉戸町総合振興計画後期基本計画について」を受け、延べ7回の審議を重ね、計画（案）について審査・検討を行った。

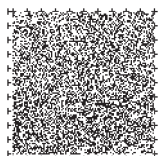
後期基本計画の策定に当たっては、著しい環境変化及び厳しい財政状況を踏まえ、将来像の実現に近づくことを目標に、実効性及び時代変化への柔軟性を確保する観点から施策の整理・精査を行った。

1 全体を通して

人口減少及び少子高齢化への対応を図るため、誰もが楽しく働き、安心して暮らせる地域づくりを基本方針とすること。町民、事業者等の多様な主体と相互に連携・協力し、各施策を着実に推進することで、持続可能なまちの実現を図ること。

デジタル化への対応として、AI・SNS等のデジタル技術を活用した積極的な情報発信を行うとともに、町民にとって分かりやすい計画となるよう記述の明確化・図表による可視化等に努めること。

行財政運営については、効果的・効率的な事業運営を徹底し、KPI等に基づく検証・改善（PDCA）を通じて、町民サービスの向上につながる取組を推進すること。



2 にぎわいのあるまちづくりについて

歴史・文化・自然等の地域資源を最大限に活用し、子育て世代、若者、高齢者の多世代間交流を促進すること。町民参加を広げつつ、町内外への魅力発信の仕組みを整備・運用すること。

3 デジタル化への取組について

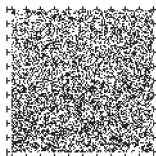
急速に進展するデジタル社会の恩恵を等しく受けられるよう、「杉戸町デジタル・トランスフォーメーション推進計画」を着実に推進すること。情報が公平に届くためのデジタル・デバイド対策（支援窓口、講習、周知手段の多重化等）を強力に進めること。

4 安心・安全なまちづくりについて

町民が安心して暮らせるよう、ハード・ソフトの両面から総合的に対策を講じること。防災訓練の充実、避難所機能の整備・運用強化、地域内外ネットワークの構築、空き家対策を進めるとともに、老朽化したインフラ・公共施設の計画的な維持更新等に取り組むこと。

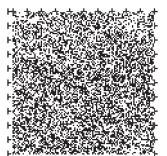
5 農業の育成について

町の基幹産業である農業について、担い手確保と地域の特色ある農産物を生かした商品開発を推進すること。アグリパークゆめすぎとの魅力・集客力を一層高め、地域事業者との連携により「稼げる農業」を推進すること。

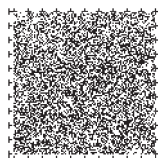


2 策定経過

年度	日程	会議等	主な内容
令和5年度	11月24日	政策会議	第6次杉戸町総合振興計画後期基本計画策定方針の決定
	3月14日	第1回後期基本計画策定委員会	計画の策定方針、策定体制、スケジュール等の説明
令和6年度	4月～5月	町民アンケート	18歳以上の町民1,800名、子育て世帯500世帯、中高生世代734名、事業所200か所を対象に実施
	6月21日	第1回総合振興審議会	計画策定の諮問、策定方針及びスケジュールの説明
	7月～9月	まちづくりワークショップ	18歳以上の町民、子育て世代、10代(高校生)、事業所の4属性別に実施
	7月17日	第2回総合振興審議会	計画策定状況の報告
	8月21日	第3回総合振興審議会	町民アンケート結果(速報)の報告
	10月9日	第1回後期基本計画策定作業部会	策定方針・スケジュールの説明、アンケート結果報告、職員ワークショップの実施
	11月5日	第2回後期基本計画策定作業部会	まちづくりワークショップの結果報告、職員ワークショップの実施
	3月13日	第1回後期基本計画策定委員会	町民アンケート結果等及び庁内作業状況の報告、計画(素案)の検討
	3月17日	第4回総合振興審議会	計画(素案)の審議



年度	日程	会議等	主な内容
令和7年度	6月2日	第1回後期基本計画策定委員会	計画（素案）及びリーディングプロジェクト設定の検討
	6月16日	第1回総合振興審議会	計画（素案）の審議
	6月30日	第2回後期基本計画策定委員会	計画（素案）の検討
	7月16日	第2回総合振興審議会	計画（素案）の審議
	7月24日	第3回後期基本計画策定委員会（書面）	計画（素案）の検討
	8月6日	8月定例全員協議会	計画（素案）に係るパブリックコメント実施の報告
	8月8日 ～9月7日	パブリックコメント	町ホームページ及び各公共施設で実施
	8月8日	計画（素案）の説明動画配信	町ホームページにて計画（素案）の内容説明動画を配信
	9月9日	第4回後期基本計画策定委員会（書面）	パブリックコメント結果（案）及び計画（案）の検討
	9月24日	第3回総合振興審議会	パブリックコメント結果（案）の説明、計画（案）の承認、答申案の作成
	9月29日	総合振興審議会から答申	総合振興審議会会長から町長へ計画策定に係る答申書を提出
	10月1日	第5回後期基本計画策定委員会	第6次杉戸町総合振興計画後期基本計画（案）の承認
	10月21日	政策会議	第6次杉戸町総合振興計画後期基本計画（案）の決定
12月4日	令和7年第6回議会定例会	第6次杉戸町総合振興計画後期基本計画の議決	



第6次杉戸町総合振興計画後期基本計画

令和8年3月発行

発行：杉戸町

編集：杉戸町総合政策課

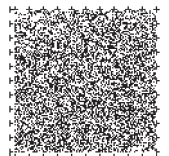
〒345-8502 埼玉県北葛飾郡杉戸町清地2丁目9番29号

電話：0480-33-1111（代表）

FAX：0480-33-4550（代表）

Mail：sogoseisaku@town.sugito.lg.jp

HP：http://www.town.sugito.lg.jp/





杉戸町マスコットキャラクター
「すぎびよん」

